

議案第153号

地方独立行政法人大阪市博物館機構への職員の引継ぎに関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により地方独立行政法人大阪市博物館機構へ引き継ぐ職員の範囲を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、経済戦略局の内部組織のうち市規則で定めるものとする。

附則

この条例は、地方独立行政法人大阪市博物館機構の成立の日から施行する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

地方独立行政法人大阪市博物館機構へ引き継ぐ職員の範囲を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（職員の引継ぎ等）

第59条 省 略

- 2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。